

2020年11月20日

関係各位

日本公認会計士協会
品質管理委員会
委員長 小暮和敏

上場会社監査事務所名簿等の開示に係る運用方針について（お知らせ）

2020年7月から、新制度に基づく品質管理レビューの手続が開始されています。

上場会社監査事務所登録制度において、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿（以下「名簿」という。）に登録されている監査事務所については、品質管理レビューに関連した事項が名簿上に開示されることとされています。

品質管理委員会は、今般の制度改正を踏まえ、名簿の開示事項について検討を行いました。

このことは、名簿に登録されている監査事務所のみならず、名簿の閲覧者に影響を与え得る事項であることから、当該運用方針について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 「通常レビュー」の実施時期の開示

通常レビューについては、直近2回分の実施時期・実施年度が開示されます。

旧	→	新
レビュー : 20X1/12		20X1年度 通常 : 20X1/12

2. 「改善状況の確認」の実施時期の開示

「改善状況の確認」は、通常レビューの一環として行われる、改善措置の状況を確認するためのレビューです。かかる性質を踏まえ、「通常レビュー」及び「改善状況の確認」は、一体（1回分）として開示されます。

したがって、1に記載のとおり、直近2回の「通常レビュー」のそれぞれについて「改善状況の確認」が行われた場合は、都合4年度分の実施状況が開示されます。

《例》

- 20X1年度及び20X3年度に「通常レビュー」が行われ、20X2年度及び20X4年度に「改善状況の確認」が行われた監査事務所の場合

品質管理レビュー実施状況			
20X4年度	確認	: 20X4/12	} 一体開示
20X3年度	通常	: 20X3/12	
20X2年度	確認	: 20X2/12	} 一体開示
20X1年度	通常	: 20X1/12	

3. 「特別レビュー」の実施時期及び実施概要

従来の制度における「特別レビュー」は、「監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った」場合にのみ実施されており、実施の場面が極めて限定されてきました。

今般の改正に伴い、「特別レビュー」についてはその実施要件が緩和され、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況等を適時に確認するためのレビューに改められました。

かかる改正の趣旨を踏まえ、「特別レビュー」については、その実施時期及び実施概要が、監査事務所の個別の名簿欄に開示されます。また、実施概要の開示の要否及びその内容は、品質管理委員会が決定します。

なお、「特別レビュー」の実施時期及び実施概要の開示期間については、原則として1の運用方針に倣い、特別レビューを実施してから、2回目の通常レビューの実施時期が名簿上に開示される時点までとなります（以下の表のとおり）。

<p>R、×、×、R、×、×、R、……、</p> <p>┌──────────┴──────────┐</p> <p>└── 開示 ───┘ └── 開示 ───┘</p>	<p>① 通常レビュー（R）は、原則として3年に一度の頻度で開催されます。</p> <p>名簿では、直近2回分の通常レビューの実施時期が開示されます。</p>
<p>R、E、×、R、×、×、……</p> <p>┌──────────┴──────────┐</p> <p>└── 開示 ───┘</p>	<p>② 通常レビューが実施された年度の翌年に特別レビュー（E）が実施された場合は、①に倣い、直近2回分の通常レビューの開示の期間内で開示が継続されます。</p>

<p>長、長、×、<u>長、×、×、長</u>、……、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開示</p>	<p>③ 「直近2回分の通常レビュー」の期間内に含まれなくなったとき、特別レビューの開示は取り止めとなります。</p>
--	---

4. 適用

現行制度に基づく通常レビューが終了した時点で、上記の記載・開示方法に切り替えることとし、従来の制度に基づく記載・開示については、現行の開示方針を継続します。

また、この運用方針の適用に伴い、名簿を開示するシステムである上場会社監査事務所登録情報 (<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>) についても、更改を検討しています。

以 上